

子ども・子育て支援新制度 がスタートします

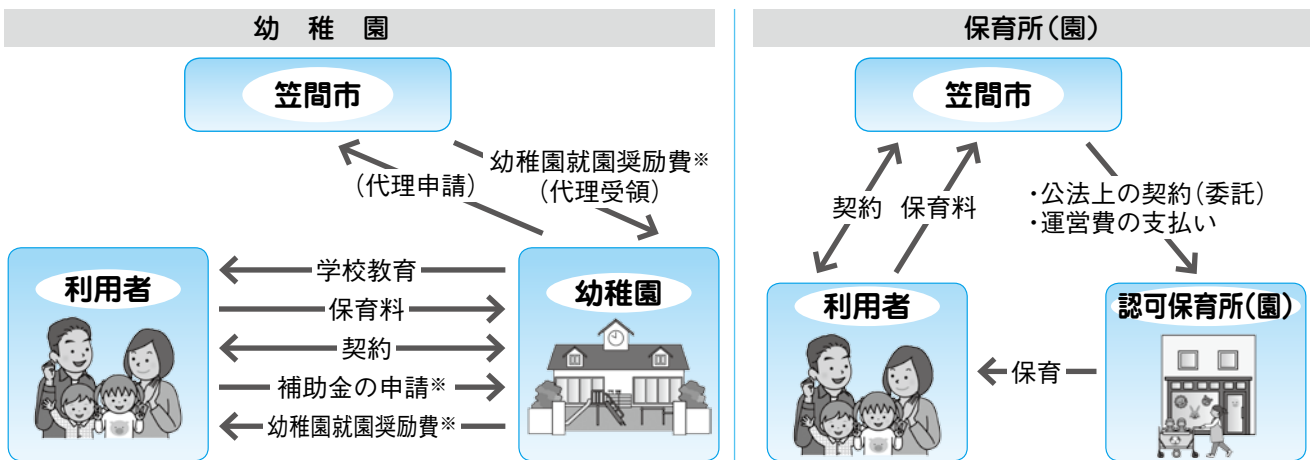
平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が成立しました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、**平成27年4月**に本格スタートを予定しています。

実施主体となる笠間市は、笠間市子ども・子育て会議を設置して地域の実情を反映した事業計画を策定し、それに基づいて施設やサービスを整備・実施していきます。

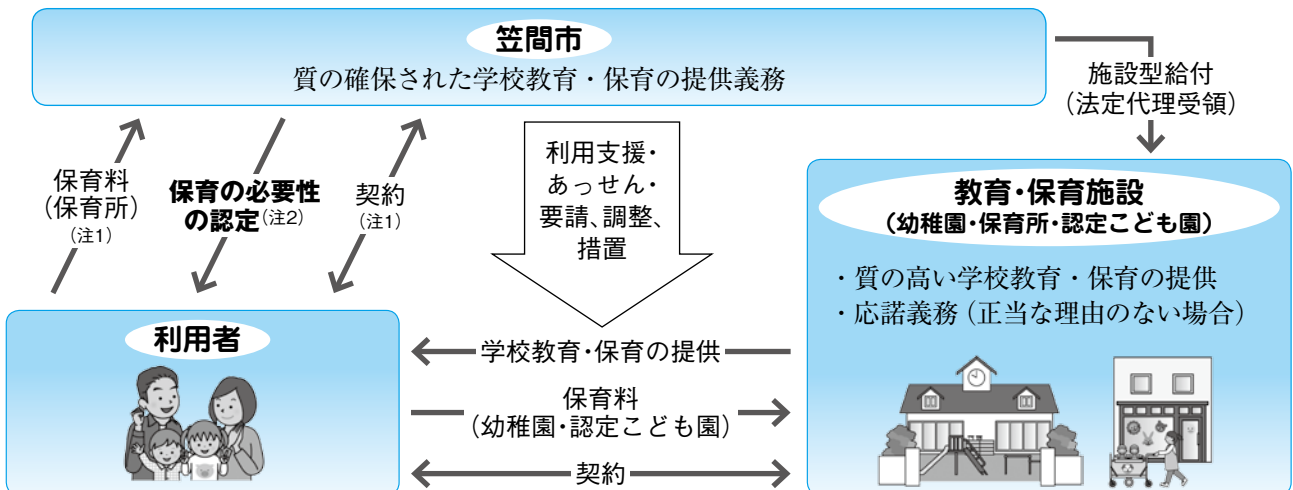
今回の新制度実施に伴い、幼稚園や保育所（園）、認定こども園の利用手続きが変わります。

現行制度



※補助金申請、幼稚園就園奨励費は、私立幼稚園を通して実施されています。

新制度イメージ



注1

児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、保育所の場合は、市町村と利用者との間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなります。

注2

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用するには、笠間市の認定を受けることが必要になります。認定には、3つの区分(教育標準時間認定(1号認定)、保育認定(2号認定・3号認定))があります。

